受験資格区分		受験資格	該当する者
		区分番号	※法施行日は令和4年5月1日
通常	通常 【大学】 法第31条第1号	1	大学において指定科目を履修して卒業した者 ※本年度は該当者はいません。
	通常 【養成所】 法第31条第2号	2	都道府県知事が指定した養成所において、3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者 ※本年度は該当者はいません。
	通常 【外国の学校等】 法第31条第3号	3	外国の学校等を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、受験資格区分番号1及び2と同等以上の知識及び技能を有すると農林水産大臣及び環境大臣が認定した者 ※本年度の認定申請受付は終了しました 。
受験資格の特例	既卒者 【大学】 法附則第2条第1号イ	4	法施行日前に大学を卒業し、かつ当該大学において指定科目を履修した者
	既卒者 【養成所】 法附則第2条第1号ハ	5a	法施行日前に、都道府県知事が指定した養成所を卒業した者 養成所の授業科目が全て必修科目の場合
		5b	法施行日前に、都道府県知事が指定した養成所を卒業した者 養成所の授業科目に選択科目が含まれる場合
	在学者 【大学】 法附則第2条第1号口	6	法施行日時点で大学で修学中であり、かつ指定科目を履修して法施行日以降に卒業 した者
	在学者 【養成所】 法附則第2条第1号二	7a	法施行日時点で、都道府県知事が指定した養成所で修学中であり、法施行日以降に 卒業した者 養成所の授業科目が全て必修科目の場合
		7b	法施行日時点で、都道府県知事が指定した養成所で修学中であり、法施行日以降に 卒業した者 養成所の授業科目に選択科目が含まれる場合
	現任者 法附則第2条第2号	8	愛玩動物看護師国家試験予備試験に合格した者